

献物帳管見

北 啓 太

はじめに

献物帳は天平勝宝八歳（七五六）の聖武天皇崩御以後、主として同天皇のゆかりの品々が寺院に献納された際に作成された文書で、正倉院に蔵する東大寺献物帳五巻と、法隆寺に伝来し現在は東京国立博物館に蔵する法隆寺献物帳一卷が現存している。これらはいずれも原本で、堂々たる風格を帯びており、天皇あるいは皇太后の意思が表明された当時最高級の文書と考えられ、歴史・文化の様々な分野において貴重な資料となっている。とりわけ正倉院に関しては宝物の由来を考える上で極めて重要な文献資料であることは言うまでもない。従って献物帳についての研究もつとに行われているが、本稿も先学の驥尾に付して筆者の私考を公にし、諸賢の御批正を仰ごうとするものである。筆者の現在の主たる関心は、献物帳の内容をどのように理解するか、また献物帳がどのように作成されたかということにあるが、これらを全面的に論ずるにはいまだほど遠く、本稿では多少

ともそれに関連する事柄、あるいは周辺の事柄について検討した結果を述べてみたい。

一 献物帳の全体的把握

現存する献物帳を列举し、行論に必要と思われる範囲内でごく簡単に概要を記すと以下の通りである。なお初めの五巻が東大寺献物帳と総称されるものであるが、その各名称は『正倉院御物目録』¹⁾の掲記に拠ったもの（但しいま現代表記に書き換える）で、これは文書の日付によって文書名を作っている。へ内は同目録の説明文中にある名称で、普通にはそちらが通用しており、内容も把握しやすいので、本稿ではもっぱらへ内²⁾の名称を用いる。

○天平勝宝八歳六月二十一日献物帳（国家珍宝帳） 一卷（二巻の内）
六月二十一日は聖武天皇の七七忌に当たる。その日をもって東大寺の盧舍那仏に御袈裟九領以下、通常六百数十点と数えられる品々を献納したも

ので、冒頭には「奉_レ為太上天皇捨_レ国家珍宝等_二入_二東大寺_一願文」と標題して「皇太后御製」つまり光明皇太后の願文を掲げ、その後に「献_二盧舍那仏_一」として品目を列挙した後に再び献納の趣旨を記した願文の文章がある。ついで日付が記され、末尾に大納言兼紫微令の藤原仲麻呂以下五名の署名がある。

○天平勝宝八歳六月二十一日献物帳〈種々菓帳〉 一卷（二巻の内）

国家珍宝帳の献納と同日に盧舍那仏に六十種の菓物を献納した目録で、冒頭には「奉_二盧舍那仏_一種々菓」とし、菓物を列挙した後に願文を載せ献納の趣旨が書かれるが、その文中には「以前安_二置堂内_一、供_二養盧舍那仏_一」すると共に、病者があればこれを充て用いることをゆるすとしている。署名は国家珍宝帳と同じである。

○天平勝宝八歳七月二十六日献物帳〈屏風花氈等帳〉 一卷

屏風・花氈・鞋その他の物を献納したもので、冒頭に「献_二東大寺_一とし、品目の列挙の後に「右件、今月十七日奉_レ勅、献_二納東大寺_一、具如_二前件_一」とするのみで、献納の趣旨を記す願文はない。署名は藤原仲麻呂以下六名で、前二帳のメンバーに一人増えた形である。

○天平宝字二年六月一日献物帳〈大小王真跡帳〉 一卷

天平宝字二年（七五八）六月一日に大小王（王羲之・王献之）の真跡書一卷を献納したもので、聖武天皇の崩御からほぼ二年が経過している。冒頭に「勅」の文字があり、ついで「献_二東大寺_一」と書き、品目を掲げて献納の趣旨を記す。そこには「右書法、是奔世之伝珍、先帝之玩好、遺在_二篋笥_一」とし「追感瞿然」として盧舍那仏に奉献するとしている。署名は紫微

内相藤原仲麻呂一人である。

○天平宝字二年十月一日献物帳〈藤原公真跡屏風帳〉 一卷

太政大臣藤原不比等の真跡書屏風二帖を盧舍那仏に奉献したもので、冒頭に「献_二東大寺_一」とし、品目を掲げて献納の趣旨を記すが、そこには「妾之珍財莫_レ過_二於此_一」とある。不比等を「先考」と呼んでいるので、この「妾」は光明皇太后である。署名は藤原仲麻呂と巨勢閑麻呂の二名である。

○法隆寺献物帳（天平勝宝八歳七月八日付け） 一卷

御帯一条、御刀子三口、青木香二十節を献じたもので、冒頭に「献_二法隆寺_一」とし、品目を列挙した後に願文を載せ「奉_二今月八日勅_一、前件、並是先帝翫弄之珍、内司供擬之物」とし、数種に分けて「謹献_二金光明等十八寺_一」として献納の趣旨を記す。ここに言う金光明寺は東大寺を指すとされている。文書の日付は天平勝宝八歳七月八日であり、これは右の「今月八日」と同日である。署名は国家珍宝帳・種々菓帳と同じ人物である（以上を通じて署名者の肩書きは同一人物でも日付によって少しづつ変わる可能性があるが、本稿では署名者の問題に関説しないので、詳細は略す）。

現存する献物帳は以上のように東大寺・法隆寺に対するもののみであるが、右のように法隆寺献物帳に「謹献_二金光明等十八寺_一」とあるので、東大寺・法隆寺以外にも十六寺に対して聖武天皇ゆかりの品が献納されたことが知られる。延暦十三年（七九四）弘福寺文書目録⁽¹⁾に「御帯等施入勅書一卷⁽²⁾、勝宝八年」とあるように、弘福寺がそのうちの一寺であったことは、柳雄太郎氏がすでに指摘されている⁽⁵⁾。



藤原公真跡屏風帳

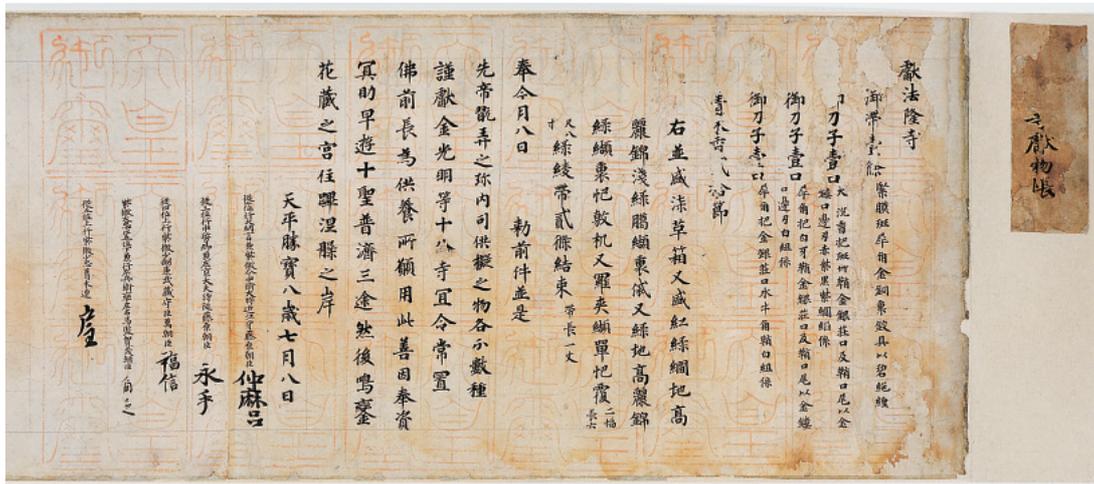
大小王真跡帳

屏風花氎等帳

種々葉帳

国家珍宝帳

挿図1 東大寺献物帳



挿図2 法隆寺献物帳（東京国立博物館蔵）

さて、現存する献物帳はとりあえず天平勝宝八歳五月二日の聖武天皇崩御からさして日をおかず行われた四つの献納に伴うもの（国家珍宝帳・種々葉帳・屏風花氈等帳・法隆寺献物帳）と、天平宝字二年における二種の献納に伴うもの（大小王真跡帳・藤原公真跡屏風帳）に分けられよう。⁶⁾天平宝字二年の二つの献納は聖武天皇崩御後すでにかなりの時日が経過しており、献納品も一点か一種二点で、また藤原公真跡屏風帳は光明皇太后愛蔵にかかる藤原不比等の真跡屏風を献納したものであり聖武天皇との関係は薄くなっていると言ふことができ、これらはそれぞれ単発的な性格が強い。それに対して、天平勝宝八歳の四種の献物帳の示す献納については、日付が近接しており、相互に関係が深い。そこで以下にこの四種の献納の関係をどのように捉えるべきかということについて検討したい。

これに関しては、従来大別して二つの考え方があつた。一つは、屏風花氈等帳と法隆寺献物帳の献納を関連するものとみる考え方で、いま一つは、国家珍宝帳（および種々葉帳）と法隆寺献物帳を関連するものとみる考え方である。これは即ち法隆寺献物帳の「謹献_レ金光明等十八寺_一」という記載における金光明寺即ち東大寺への献納を、屏風花氈等帳の献納を指すとみるか、それとも国家珍宝帳（および種々葉帳）の献納を指すとみるかということである。⁷⁾

この問題についての論点は種々あるが、私見を示すと、まず国家珍宝帳・屏風花氈等帳は標紙が元のまま残っていてそこには外題があり、いずれにも「東大寺献物帳」と書かれている（挿図1）。また法隆寺献物帳では現状では旧標紙が残らず、そこにあつたと思われる標題が、本文の前に貼付

されているが、それには「 寺献物帳」と書かれている（挿図2）。この欠損している部分は「法隆」であつたと推定して間違ひはあるまい。これらの筆跡は、国家珍宝帳の外題は本文と同筆、屏風花氈等帳のそれは本文とは異筆であるものの国家珍宝帳の外題と同筆とみられる。また法隆寺献物帳の標題は本文と別筆かとする見解もあるが、⁸⁾関根真隆氏の指摘するよう⁹⁾に同筆で、珍宝帳とも同筆とみられる。

また、国家珍宝帳・屏風花氈等帳の外題の文字には「天皇御璽」一類が捺されているが、法隆寺献物帳の標題文字の上にも朱が認められ、内印が捺されていたとみられる。¹⁰⁾

以上のことは、これら外題の文字が献物帳が作られた当初から書かれていたものであることを示しており、またその表記が同文あるいは同種であり、みな同筆かつ内印捺捺ということから、これら三文書に共通する性格があつたことを示唆するであろう。

次に、国家珍宝帳と法隆寺献物帳では、その末尾に献納の趣旨を記す願文があるが、これまでもたびたび指摘されている如く、その内容は非常に近い。いまその部分を掲げて、あらためてその意味するところを確かめておきたい。

国家珍宝帳

右件、皆是先帝翫弄之珍、内司供擬之物、追感疇昔、触目崩摧、謹以奉献_レ盧舍那仏、伏願、用_レ此善因、奉_レ資冥助、早遊_二十聖_一、普濟_二三途_一、然後鳴_レ鑿花藏之宮、住_二躡涅槃之岸_一、

法隆寺献物帳

奉_二今月八日勅_一、前件、並是先帝翫弄之珍、内司供擬之物、各分_二數種_一、謹獻_二金光明等十八寺_一、宜令_二常置_二仏前_一、長為_二供養_一、所願、用_二此善因_一、奉資_二冥助_一、早遊_二十聖_一、普濟_二三途_一、然後鳴_二鑾花藏之宮_一、住_二蹕涅槃之岸_一、

右の傍線を引いた箇所は両者全く同文である。それらは、献納する品々が元々どのような性格のものであったのか、またこの献納によって願うところは何かを述べたものであり、それぞれの文書にとって非常に重要な部分である。一般に詔勅などでは、具体的措置と共にその発出理由や意図するところを前文などで述べるが、理由や意図が同じであっても、異なる事業として実施されるものであれば、表現は変えるのが通例であろう。大小王真跡帳には「右書法、是奕世之伝珍、先帝之玩好、遺在_二篋笥_一、追感_二瞿然_一、謹以_二奉_二獻_二盧舎那仏_一、伏願、以_二此妙善_一、奉_二翼_二冥途_一、高遊_二方広之通衢_一、恒演_二円伊之妙理_一」と書かれており、この波線部は聖武天皇の冥福を祈るという意味では国家珍宝帳・法隆寺献物帳の傍線部に述べるところと意図するところは殆ど同じと思われるが、表現は異なっている。このように同一の表現を用いないということは当時の作文技術として通例のことであるが、国家珍宝帳と法隆寺献物帳は全く同じ表現が用いられているのであり、特に願文において願う内容の表現が全く同じであることは重視すべきことではないだろうか。ここからはこの両者が異なる事業として実施されたとする考え方に疑問が生じるのであり、両者は同一の事業という性格が強いと考えられる。即ち、法隆寺献物帳の言う「金光明等十八寺」への献納に、まず国家珍宝帳の献納が該当すると考えるのである。

では屏風花氈等帳はどうかというと、本帳では献納の趣旨を述べた願文的記載が存在しない。本帳ははじめに紹介したように、最初に「献_二東大寺_一」と書し、次に献納品の目録を書き上げ、次いで「右件、今月十七日奉_二勅_一、献_二納東大寺_一、具如_二前件_一」という献納の事実を事務的に記述する文言で本文を締めくくっている。このように願文がないのは現存六通の献物帳のうち、この屏風花氈等帳のみにもみられる特徴である。こういった事務的素っ気なさと、先述の外題にみられる三献物帳の共通的性格を考え合わせると、屏風花氈等帳の献納は、この時期の十八箇寺に対する献納の内の東大寺分である国家珍宝帳による献納への補足・追加として行われたものである、と解釈するのが適当であると考える。⁽¹⁾ なお、東大寺への追加の献納ということはこれまでの諸先学の解釈でも言われていることであるが、私は、いま「この時期の十八箇寺に対する献納の内の」と記したように、十八箇寺への一つの献納事業の枠内に入る、まさに補足・追加の献納であったと解する。それ故にこそ願文的記載は省略され、国家珍宝帳と同一の外題が付されたのである。以上要するに、法隆寺献物帳の記す十八箇寺への献納の内の東大寺分については、国家珍宝帳か屏風花氈等帳かという二者択一的な選択をするのではなく、両者ともその献納事業の実行を示すものであり、ただ屏風花氈等帳による献納は国家珍宝帳による献納への補足・追加として行われたものであったとみなされる。

ちなみに大小王真跡帳・藤原公真跡屏風帳にはいずれも外題は存在せず、また願文の文章も異なっているから、天平勝宝八歳から二年後の献納であるという時間の経過ということもあわせて、やはり区別して捉えること

ができるであろう。

ここで、これまで触れずにきたのだが、種々葉帳について述べなければならぬ。種々葉帳にはここまで見てきた三献物帳とは異なる特徴がある。第一に外題である。標紙には外題が書かれる位置に墨痕および朱印痕跡が見られるが、それらはいま表面がかなり擦れてしまつて殆ど読みとることができない。ただし、朱印痕跡の方は「天皇御璽」である⁽¹²⁾。一方墨痕の方は明確に読みとれないが、少なくとも「東大寺献物帳」ではないと思われる。ちなみに杉本一樹氏は「種々葉□□帳□□」のように見えるとして⁽¹³⁾いる。以上の所見に立つと、種々葉帳には、この年の他の献物帳と同じように当初から外題が書かれ、内印が捺されたとみられるが、その標題は同じ東大寺に対する他の献物帳とは異なるものであり、従つてまたそれと同種の法隆寺献物帳の「寺名」+「献物帳」とも異なる性格のものであつたと考えられる。

第二に、種々葉帳の献納は、周知の通り全て薬物であり、内容上極めて特殊な性格を有する。そのため文書の冒頭には他の献物帳と異なり「奉_三盧舍那仏_二種々葉」と、献納の対象物が表記され、願文の文章も異なり、しかも病者に使うという特別な趣旨が付されている。

これらは種々葉の献納が、国家珍宝帳・法隆寺献物帳等による十八寺への献納に対して別枠的性格のもの、あるいは同事業の内に含んだとしても、特別な位置づけを持ったものであつたと考えるべきことを示していると思う。そのように特殊な性格を与えないならば、国家珍宝帳と屏風花氈等帳が同じ「東大寺献物帳」という外題を付されたのと同様に、やはり「東大

寺献物帳」という外題であつてよいと思われるのである。

もつともここで献納された薬物は延暦六年（七八七）の曝涼使解を初めとした曝涼帳では国家珍宝帳等の他の献納品と一緒に扱われており、献納当初の特別な枠組みを強調してもさほど意味はないようにも思われるが、聖武天皇崩御直後における献納事業の全体像をどのようにに把握すべきかという意味でその位置づけを探つてみたものである。

ところで献物帳間の関係をこのように見た場合、しばしば問題となる、それぞれの献納主体をどのように考えるかという問題がある。これについて近年では、各献物帳における勅字の有無などによつて概ね、「勅」字または奉勅文言のある場合（法隆寺献物帳・屏風花氈等帳・大小王真跡帳）は孝謙天皇、それのない場合（国家珍宝帳・種々葉帳・藤原公真跡屏風帳）は光明皇太后と分ける説、これらの勅もすべて光明皇太后のものとする説⁽¹⁴⁾などがある。この問題については幅広い検討を要し、いまその準備もなく明確な結論を出すことは差し控えたいが、献納者が孝謙天皇と光明皇太后に分かれることになると、国家珍宝帳・法隆寺献物帳・屏風花氈等帳の献納が一体の事業であつたと考えることとどう整合するのかについて説明が必要となる。

まず、勅もすべて光明皇太后のものとする説に立てば、先の献納事業についての捉え方とは矛盾せず、問題は生じない。

次に、ひとつ注意したいのは、多くの論者が光明皇太后の献納とする国家珍宝帳において、赤漆文欄木厨子については天武天皇以来の伝領経過を記した後に、「今上謹献_三盧舍那仏」と明記していることである。今上は即

ち孝謙天皇であり、これは後藤四郎氏や米田雄介氏も注意しているところ¹⁵⁾で、両氏はこの献納に孝謙天皇も関与していることの例として挙げられているのだが、この記載を重視すると、国家珍宝帳の献納が、果たして光明皇太后によるものと簡単に済ませてしまつてよいものかという疑念が生じる。そもそも、かつては国家珍宝帳も孝謙天皇の勅と考えられたこともあつたのであり、赤漆文櫛木厨子の事例は、むしろその説と整合する如くである。そこでこの考え方に有利な材料を他に探すと、同じく光明皇太后の献納とするのが定説の種々葉帳の場合に、巻末の願文には「若有_下縁_二病_一苦_レ用者_上、並知_二僧綱_一後聽_二充用_一」と、葉の出用について僧綱に関与させるという具体的な行政手続を指示していることがあり、これはやはり皇太后よりも天皇の方に相応しいのではないかという感を受ける。さらに法隆寺献物帳が国家珍宝帳の巻末願文と全く同文を「奉勅」として用いているのも、もし珍宝帳のその文が皇太后発出の文だとすると、天皇の勅が全く同文を用いるのも如何なものかと思うのである。また国家珍宝帳冒頭の願文は光明皇太后御製だが、それがこの文書の全部を光明皇太后の文書とすることになるとは限らない。天皇文書に皇太后の願文を付加したものととれる。続日本紀に載せる天皇の宣命には、しばしば太上天皇の言辞を載せ、それを天皇の詔の根拠にしている場合があり、それが太上天皇ではなく光明皇太后の場合もある。いわばそれに似たものと解する余地はあるのではないか。なお国家珍宝帳等が孝謙天皇の勅とされた根拠には「天皇御璽」の存在があるが、東野治之氏は内印の押捺は延喜太政官式に内印押捺の例として定める「賜_二入官物公地封戸雜田_一」に准じて、寺院への献物

にもなされていたと類推され、献納主体とは直接関わらないとされた¹⁷⁾。説得力を感じる論であるが、内印はそもそも養老公式令では「五位以上位記及下_二諸国_一公文」に捺すとされ、延喜太政官式の該当条文も「太政官下_二諸司諸国_一符」即ち太政官符について規定したものであって、皇太后の意思を示す文書に天皇御璽を押捺することについては改めて検討する必要があるのではなからうか。

このように国家珍宝帳や種々葉帳を必ずしも光明皇太后による献納の文書であると即断するのではなく、孝謙天皇による献納の文書とすることも考えられてもよいのではないか。この場合には、献納事業について先に示した捉え方と整合する。但し以上はもちろん形式のことについてであつて、その場合でも国家珍宝帳や種々葉帳の背後には光明皇太后の意思が働いていることは、現に国家珍宝帳の冒頭に皇太后御製の願文が掲げられていることや、献納品の内容からも明らかなことであり、実質的な献納主体を光明皇太后と認めることにはさほど異論あるまいと思う。

但し、以上の考え方は、「勅」字や奉勅文言のないものも孝謙天皇の献納とみなすことになり、他に「勅」字や奉勅文言のあるものの存在を踏まえると、やはり躊躇を覚えることにもなる。また藤原公真跡屏風帳は内印が捺されるものの勅がないものであるが、その巻末願文は「妾」という一人称を持ち、藤原不比等を「先考」と呼んでいることから光明皇太后のものであることは動かし難く、これまでも天皇（当時は淳仁天皇）による献納とすることは難しい¹⁸⁾。また国家珍宝帳で孝謙天皇からの献納と明記されている赤漆文櫛木厨子については、わざわざ献納者を明記することは珍宝帳

の中で異例なことである。他に由来が書かれている献納品の中でもそのようなことはない。翻って考えるに、これは天皇の間で伝領されてきたものであり、光明皇太后に処分権はない。従って光明皇太后から盧舎那仏に献納することはできないのであり、これに限っては孝謙天皇からの献納とせざるを得ず、またそのことは明記しておかなければならなかったと考えることもできる。

このように考えると、国家珍宝帳や種々薬帳について、やはりそれは光明皇太后による献納を示す文書であるとする見方もやはり有力である。この見方をとる場合には次のように考えられよう。国家珍宝帳の献納は光明皇太后がイニシアチブをとったものだが、それらは光明皇太后が孝謙天皇と無関係に行ったのではなく、赤漆文欄木厨子の例（このように天皇の協力なくしては献納できなかったものは他にもあると思われる）のように孝謙天皇の協力の下で行ったものである。それが孝謙天皇の勅の下に他の十七寺にも拡大されたということは十分考えられるところで、そう見れば法隆寺への献納と一体の事業とされたことも矛盾がないであろう。¹⁹⁾

献納主体の問題については多角的に論じなくてはならず、結論を出すことは差し控えたいが、法隆寺献物帳に言う金光明寺への献納は国家珍宝帳（及び補足・追加としての屏風花氈等帳）による献納を指し、法隆寺を含む十八寺への献納と一体の事業とする捉え方との関係について矛盾は生じないことの説明を試みた次第である。

二 国家珍宝帳の作成過程をめぐって

(一) 第二紙右端のいわゆる切断箇所について

国家珍宝帳原本については、第二紙に切断部分があることが指摘されている。その部分は写真に見るとおり（挿図3）、第二紙右端に、第一紙に存する内印とは連続しない印の左端が僅かに残っていることから、ここに文書完成後（内印押捺後）切断があったとされているものである。²⁰⁾

これについては、切断によって削除された内容や切断の時期について問題にされることもあるが、そのことを論じるより前に、該当の箇所の前後を中心に文書全体を見わたすと、以下の事実気付く。それは即ち、国家珍宝帳では本文冒頭から巻末署名部分に至るまで、内印が一行三顆ずつ、計四百八十九顆捺されているのだが、内印の縦の列相互の間隔について見ると、問題の第二紙を含め、それ以後の全ての料紙においては殆どそれが隙間なくびっしりと捺印されており、中には隣の印と端同士が重なっている箇所もある一方、第一紙のみは内印の縦の列相互の間に少し隙間があることである。このことは写真上において直ちに理解されることと思うが（挿図4）、試みに各印の列の占める幅（隣の印列との間隔を含む）について、一紙ごとに平均を算出してみると、第二紙以降に比べて第一紙のみ幅が約〇・六×〇・八センチほど広いことが分かる（表1）。

そしてさらに観察すれば、第一紙の後半では次第に印の列の間隔が広がっており、ちょうど第一紙の左端に印の一行が来て、第二紙の印との連続



挿図3 第1・2紙継目付近

に違和感が生じないように捺されているとみられる。

現在の第一紙と第二紙が第二紙右端の不完全印の存在によって実は不連続であることに以上の事実を併せ考えると、これは文書が一度完成し捺印がなされた後に、現第一紙については、異なる長さの別の紙に差し替えられ、現第二紙とうまく印の配置が連続するよう按配しながらあらためて押印されたために生じた現象と考えられる。

第二紙右端に不完全な印が僅存することは、これまでは第一紙との間にあった何らかの部分切除されてあらためて第一紙が継がれ直されたことを示すとされてきた。しかし右の事実は第一紙が入れ替わっていたことを示しており、必ずしもこれまでのように第二紙右辺にあった箇所の切断による削除を想定する必要はなくなる。つまり第二紙はもともと現在の長さと同じであり、その右側に継がれた紙が取り去られ、現在の第一紙に差し

替えられたときに、元の紙から続いていた印の一部が残ったものである、と解することができる。但しもちろん差し替えの際に現第二紙の右端が元よりも多少切断されている可能性もある。現第二紙が紙長八〇・七センチと、第三紙以下よりも短い事実がそのことを後押しする。このことを確定的に判断するには、第一紙と第二紙が重なる継目において、下側になっている第二紙の右端に現在の僅かな残存印の続きがもぐり込んで紙の端まで存しているかどうかの確認が必要となる。もし現在の紙の右端まで印が続いていれば、そこは元は継目でなく、後次的な切断があったことになる。第二紙右端の切断ということを初めて指摘された栗原治夫氏は、そこにも印が続いているように見られるとしているが、あらためて透過光も用いてその部分を観察した。

その結果、表裏いずれからも継目の内側には印の痕跡を見ることはでき



第1紙～第2紙



標紙(見返し)～第1紙



第2紙～第3紙



第2紙



第10紙



第6紙～第7紙

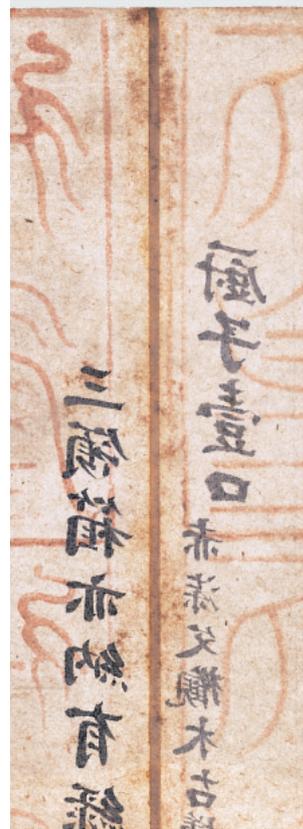


第17紙



第13紙～第14紙

挿図4 国家珍宝帳



挿図6 第3・4紙継目裏



挿図5 第1・2紙継目裏

はない。極端に言えば、元の内容は一紙でなく二紙以上あった可能性もあり得なくはないのである。さらには、大きな変更はなく、摺消し書直しで済むほどではないが、さして大規模ではない誤字訂正あるいは内容上の小規模訂正等の程度であった可能性もある。これは可能性の一つとして想定し得るものであるが、特にその場合には第一紙と第二紙の行数の問題が注目される。即ち、両紙はともに縦界線で仕切られた行数は三十八行であり、同じなのである（もともと第一紙の初行はわずかに幅は狭く、空行となっている）。いま第二紙は内印が九列捺されており、その状態は、料紙の右端に九列以外に残存印があるが、その幅は約二ミリと僅かなものであり、また左端では九列目の左辺の郭線が第三紙との継目ラインにちょうど乗って

いる。つまり野三十八行に対して内印はちょうど九列がほぼ対応するようになっている。それに対し、現第一紙は同じ行数なのに印は八列で少しづつ間隔を空けて捺されているのだが、それは料紙の長さそのものが第一紙は七七・五センチ、第二紙が八〇・七センチと、第一紙の方が短いためである。つまり第一紙は行の幅が平均して第二紙よりも狭いのである。なぜこのようなことになったのか今のところ分からないが、現在第二紙の右端に残る印の幅がごく僅かなものであることから、現第一紙の代わりに元存在していた紙もほぼ九列の印が現第一紙と同じ三十八行に捺されたものであったと推測することも可能ではないかと思われる。そうであれば元の第一紙と第二紙が料紙の使い方として均質化することになるので、ありえる想定と考えるのである。以上、結論は出せないが、差し替えに伴う変更については、このように様々な可能性が考えられることを指摘しておきたい。

ところで、第一紙がこのように差し替えられたものであるとすると、その処置の時期についてはどのように考えるべきであろうか。現第一紙の筆跡や紙質について見ると、第二紙以下と大きな相違は見出されず、これが時を隔てて書かれたようには見えない。また内印の押捺を伴う差し替えは、

文書が一度東大寺に手交された後よりも、やはりその前の一連の事務手続きの延長上で行われたものとみる方が自然ではなからうか。つまりこの差し替えは、文書が一度完成し捺印が行われた後、実際に発給する前に行われたものと考えることができよう。

(二) 国家珍宝帳の作成作業について

次に、国家珍宝帳の作成作業について若干の事柄に触れたい。これについては関根真隆氏が鏡に付属する題箋と珍宝帳の記載の比較観察から、品目毎に題箋が書かれ、それに基づいて珍宝帳の草案のごときものが書き上げられてのち、今日の珍宝帳が浄書されたのであろうと推定されている。⁽²³⁾

これは多数の品目のリストを作成するための方法としては自然なものと思われる。但し以上の作業が珍宝帳の品目書き上げ手順の全ての作業ではないであろう。たとえば題箋作成以前にも粗い素案のリストのようなものが作成されるなどの作業が行われたかもしれない。また関根氏も触れているが、全てに題箋が書かれたとは限らず、袋への直書もあり得、また元々品物に様々な方法で付せられていた名称・説明をそのまま利用しているかも知れない。また現在鏡に付属している題箋は、比較的丁寧に書かれており、しかもそれが正倉院に伝来したこと自体からみても、献納品リストを作成するためのものというだけではなく、品物を東大寺に提示することや、受領した側で珍宝帳の記載と現品とを照合するなどの機能を果たしたものであるかと思われる。⁽²³⁾

国家珍宝帳作成過程の細部を窺う材料として表記の不統一がある。関根

氏は、大刀類の中で「金漆銅作大刀」「銅金漆作大刀」「銅漆作大刀」といったものがみな実は同類であり、このような不統一が生じた原因として、複数の人間によって品物に付属する題箋が書かれたことを想定されている。国家珍宝帳には表記の不統一は他にも見られる。たとえば、楽器の中の尺八について、赤漆文欄木厨子の収納品中の尺八については、「玉尺八一管」「尺八一管」「樺纏尺八一管」「刻彫尺八一管」と、助数詞を「管」で記すのに対し、厨子収納品でない楽器をまとめて記載している中の尺八については「雕石尺八一口」と、「口」で記していることも挙げられる。これもそれぞれをリストアップした担当者が別人であったことに由来することを示すものではなからうか。聖武天皇崩御後短時日の間に多種多量の献納品を選定する作業は到底一人で行えるものではなく、複数の人物がその作業に従事したと考えることが自然であろう。

また不統一な表記として次の例もある。即ち光明皇太后御筆の「頭陀寺碑文并杜家立成一卷」と「楽毅論一卷」につき、珍宝帳では「右二卷 皇太后御書」とするが、そのすぐ次の品目として掲げられている聖武天皇と光明皇后の婚礼にまつわる「信幣之物」について珍宝帳は「平城宮御宇後太上天皇礼聘藤原皇后之日相赠信幣之物一箱」としており、同じ光明皇太后について近接する項目でありながら「皇太后」「藤原皇后」と、異なる表記をしている。これなども別人によるリストアップ作業に由来する可能性があるが、「藤原皇后」の表記は品物の由緒をも語る表現の中に現れており、献納品選定の際に初めて表記されたものと考えるより、そこにはもう少し複雑な事情を想定すべきかもしれない。

一体、それぞれの品目の名称や注記は、献納品の選定時に全く新たに付けられたものもあるまい。品物の材質・法量や容器の記載などは献納時に新たに記述されたものもあるだろうが、品物の名称や由緒などについては、それぞれには元々何らかの拠るべきものがあって、それに基づいて題箋なり、素案リストなりが書かれるということもあったものと考えられる。そのようなものから始まって作業を積み重ねて現状の珍宝帳に至っているはずである。たとえば大刀百口のうちの横刀一口について、珍宝帳には「右一口者太政大臣之家設_レ新室宴_二之日、天皇親臨、皇太子奉_レ舞、大臣寿贈」と大きく注記され、それに小字で「彼日皇太子者即平城宮御宇後太上天皇也」と割注が施されている。珍宝帳作成時点で過去の人物を単に「天皇」「皇太子」と記しても人物を特定することにはならない。またこの皇太子は聖武天皇だが、珍宝帳において聖武天皇を指す場合には冒頭願文標題の「太上天皇」、願文中の「先帝」の他、品目リスト内では「平城宮御宇後太上天皇」（赤漆文欄木厨子・雑集・信幣之物）や「後太上天皇」（黒作懸佩刀）と記されている。従って、この大きく記された方の注記は恐らく元々由緒として伝えられていた何らかの注記に基づいて書かれたものであるう（元々の表現のままとは限らない）。そして割注の方はそれよりも後に付けられた説明で、あるいはこの珍宝帳作成時にでも付けられたものかもしれない。先に掲げた「藤原皇后」の例も、そういった元々その有していた表記が反映しているものと考えられるのではなからうか。

次に、国家珍宝帳作成の作業のなかで大きな比重を占めるものに、珍宝

帳の書き上げそのことがある。珍宝帳は巻末の自署以外すべて一筆で書かれているので、これを浄書するのに一体どれほどの時間がかかるものだろうか。奈良時代の写経所では経師は概ね日に七紙を写すのが標準だったらしい。また延喜図書寮式でも仁王経書写についての規定があり、日に七張を写すこととされている。珍宝帳は標紙を除いて墨付き十七紙であるが、一紙の長さが特に長く、各紙四十行前後を保っている。一方写経の方は天平十二年五月一日経で一紙あたり二十四行前後であり、⁽²⁴⁾ 珍宝帳はそれより一紙あたり行数で約一・七倍の長さを持つ。以上に基づけば珍宝帳を浄書するのに四日強という計算になる。しかし途中改行の少ない經典に対し、基本的に物品リストである珍宝帳は途中改行が多く、大字で名称を書き、説明を小字の割書で書いており、一行あたりに占める字数は当然經典とは異なる。そこで珍宝帳に記されている文字の数を試みに数えてみると、大字三三八七字、小字九三六四字という結果を得た。この数字には巻末位署中の自署および付箋の文字は入れていない。これに関して参考になるのは次の延喜図書寮式の規定である。

凡写_レ書、上穀紙大字長功日写_三一千七百言_一、中功日一千五百言、短功日一千三百言、小字長功日写_三二千三百言_一、中功二千言、短功一千七百言、其麻紙書各減穀紙一百言_一、上穀紙義疏長功日写_三二千言_一、中功日一千八百言、短功日一千六百言、麻紙書各減_三穀紙一百言_一、

これによると上穀紙だと長功で大字は一日一七〇〇字、小字は一日二三〇〇字を写し、麻紙であればそれぞれ一〇〇〇字を減ずることとされている。国家珍宝帳の本文料紙は白麻紙とされるが、極めて上質の滑らかな紙であ

り、右の文字数の多い方の基準を適用して計算してみると、浄書するだけで約六日の日数を要することになる。但し字数を基にするのならば、奈良時代の写経では原則として一行十七字詰で、一紙二十四行前後、日に七紙書写とすれば、日に約二九〇〇字を写した。これだと右の図書寮式の規定より早くなり、図書寮式の大字小字の比率をあてはめて計算すると、約三・六日となる。しかし割書が多数存在したり、似たような記載が連続することなど、神経を使うことも考慮すべきであろう。以上種々の材料から、結局四日〜六日あたりが現状の国家珍宝帳書き上げに要する日数として考えられるであろうか。もちろん非常の場合であり、そのような机上の計算がどこまで妥当なものか疑問もあろうが、一応の目安とはなる。一貫して謹直な楷書で書かれたこの珍宝帳が一、二日程度で浄書されたものとは思われない。²⁵ しかも前項で述べたように、第一紙の差し替えという事態もあり、元の分量は分からないが、珍宝帳の筆者はその分も浄書作業を行っているのである。一方、国家珍宝帳と同日の日付をもつ種々薬帳もその巻末位置（自署の諱を除く部分）は珍宝帳と同筆であり、²⁶ 近年にはその前の筆跡の異なる部分も実は珍宝帳と同一筆者になる可能性も指摘されている。²⁷ これらに基づけば、珍宝帳の筆者の負担はさらに大きいものであったことになる。

国家珍宝帳は聖武天皇七七忌に当たる天平勝宝八歳六月二十一日の日付を持ち、また巻頭の光明皇太后御製の願文中にも「七々俄来」と、この献納が七七忌に伴うものであることに触れている。この珍宝帳を東大寺に手

渡すまでに、これだけの質と量の献納品を選定し、珍宝帳の草案を書き、また光明皇太后・孝謙天皇を含む関係者・責任者の了解をとり、珍宝帳を浄書し、藤原仲麻呂以下の自署をとり、内印を押捺するなどの作業を行ったわけであり、聖武天皇の崩御後、四十九日までに全ての作業を行ったとすれば、かなり大変な作業であったと思われる。

三 国家珍宝帳における献納品の表現について

献物帳についての重要課題は、やはり献物帳を読み解くということであろう。それなくしてはこの献納の性格や事業をめぐる事情などは明らかにされないであろう。本節ではその一歩として、国家珍宝帳において献納品がどのような表現をもって記述されているか、という問題につき検討したい。もともと献納品についての表現といっても、たとえば名称・材質・分量・容器・由緒等の記載形式といった問題ではなく、ここでは献納品全体を規定するような表現について取り上げるものである。献物帳に関しては、その献納の有する意義―特にその意図―についてこれまで様々に論じられてきているが、²⁸ 献納する側が品物をどのように表現しているかということ、その意義を考えるための一つの材料になるのではないかと思うのである。特に国家珍宝帳は長巻であり、多種多量の献納品を記載し、願文も二種あって、そのような表現に関して検討材料が豊かであることから、これを取り上げたい。

さて、国家珍宝帳で献納品について表現した記述は以下の通りである。

A 巻頭願文中における表現

国家珍宝帳の冒頭には、

奉₁為太上天皇捨₂国家珍宝等₃入₄東大寺願文 皇太后御製

として、「妾聞、悠々三界猛火常流」(妾聞く、悠々たる三界に猛火常に流れ)で始まる荘重な願文がある。それはまずこの世の苦しみと、仏の救い、それへの帰依や供養の功德を記し、ついで聖武天皇の聖徳、死去の悲しみ、七七日が到来したことを述べ、故に「今奉₁為先帝陛下₂、捨₃国家珍宝₄、種々₅翫好及御帶・牙笏・弓箭・刀劍兼書法・樂器等₆、入₇東大寺₈、供₉養盧舎那仏及諸仏菩薩・一切賢聖₁₀」として、それにより聖武天皇の蓮華藏世界への往生と今帝以下万民・全ての生き物の安泰と幸福を祈っている。以上の中で、傍線を引いた部分、すなわち先帝(聖武天皇)のために捨して東大寺に入れるとする、

国家珍宝、種々翫好及御帶・牙笏・弓箭・刀劍兼書法・樂器等

が、献納品について表現したところである。冒頭の標題に「国家珍宝等」とあるのも、この記載の省略型であろう。

B 巻頭願文の次に掲げられる具体的な献納品のリスト

右の願文が終わると、次に「献₁盧舎那仏₂」として「御袈裟合玖領」で始まる具体的なリストに移る。本帳の主体部であり、六百数十点と数えられる膨大な品々から成るが、その配列のあり方を一つの表現と見て、後に検討したい。

C 巻末願文中における表現

献納品のリストが終わると、再び献納の趣旨を記した文章が置かれる。

それは「右件、皆是先帝翫弄之珍、内司供擬之物、追₁感疇昔₂、触₃目崩摧、謹以奉₄献盧舎那仏₅」という哀感のこもった文で始まり、聖武天皇の冥福を祈って終わる。この中の、

先帝翫弄之珍、内司供擬之物

が献納品についての表現であり、Bに掲げたものは皆これであるとしている。

(一) 巻頭願文中における表現

まずA巻頭願文中における記載であるが、これは大きく「国家珍宝」「種々翫好」「御帶・牙笏・弓箭・刀劍兼書法・樂器等」の三部分に分けられる。ここで実際に国家珍宝帳に記されている御帶・牙笏や書法・樂器を見ると、それらは「国家珍宝」「種々翫好」の範疇に入れてよいものがあるのではないかと思われる。特に書法は王羲之の書法を二十卷献納しているが、大小王真跡帳では献納する王羲之・王献之の真跡書について「右書法、是弈世之伝珍、先帝之玩好、遺在₁篋笥₂」と記しており、まさに「種々翫好」の語に相応しい物であったと思われる。また「国家珍宝」と「種々翫好」が全く別の献納品を指すと見る必要もないと思われる。巻末願文では「先帝翫弄之珍」という表現があり、一つの句の中に「国家珍宝」の「珍」と「種々翫好」の「翫」の字が用いられていることは、この両概念が交じり合う性格を持っていたことを示すものである。右に掲げた大小王真跡帳でも「弈世之伝珍、先帝之玩好」とあり、大小王真跡書一巻に関して「珍」「玩」(翫に通ず)の両字が用いられている。つまり献納品は「国家珍宝」

「種々翫好」「御帯・牙笏・弓箭・刀劍兼書法・樂器等」の三種に截然と分かれるものではなく、一つの献納品がこれら三種の表現の一つのみに当てはまる場合もあれば、複数の表現に当てはまる場合もあったものと思われるのである。これら三種の記載は献納品の性格を三つの異なった方向から表現したものである。⁽²⁹⁾

さて初めの二句「国家珍宝」「種々翫好」は律令に似た記載があり、後宮職員令蔵司条に、

尚蔵一人、掌、神璽・関契・供御衣服・巾櫛・服翫及珍宝・綵帛・賞賜之事、と「服翫」「珍宝」の語が見える。また集解では「服翫」について、

古記云、服翫、謂玉等之類也、伴云、服翫、双六・囲碁・玉等之類、服如用也、

とし、「珍宝」について、

朱云、珍宝者猶言宝也、大蔵・内蔵収掌亦同物者、

とする。「服翫」について伴説の言う「双六・囲碁」は珍宝帳中の献納品にもあり、「種々翫好」という語の意味するものの例としてそれらを挙げてもよいと思われる。しかし「珍宝」については、右の朱説からはそれが具体的にどのような品物を指すかということとは分らない。「国家珍宝」といい「種々翫好」といい、これまでもその意味等につき研究もあるが、⁽³⁰⁾その次の「御帯」以下と比べると甚だ抽象的な表現であり、また右に述べたように献納品の性格を異なった方向から表現したものとみられるから、厳格に定義して具体的な献納品に対応させることは難しい。ここではこの二種の表現は献納品の珍貴であることと聖武天皇の愛着品であることを説明した

ものにとらえることにし、次の「御帯」以下の表現の検討に移りたい。

「及」以下に掲げられている御帯・牙笏・弓箭・刀劍・書法・樂器は何らかの例示と考えられるが、それらは何故ここに選ばれているのだろうか。まずこれは実際のリスト(B)に出てくる順番ではない。Bのリストでこれらが出現する順は、書法、御帯、牙笏、樂器、刀劍、弓箭であり、全く配列は異なる。また数量的にはこれらのうち刀劍・弓箭は多数あるが、牙笏は僅か二枚(他に大魚骨笏一枚)で、御帯も合わせて三条(重載分を除く)であり、数量的に目立つ物を掲げたわけでもない。つまりこれらはBの具体的な献納品の配列や数量に基づいた例示とは言えない。

次に内容そのものから検討してみる。御帯と牙笏については、『大漢和辞典』に「帶笏」(タイコツ)という語を掲げ、これを文官の朝服と説明している。そうすると次の「弓箭・刀劍」といかにもうまく対比され、文と武を象徴的に表す物をここに記したと考えられそうである。しかし「帶笏」を文官の朝服、また更に進んで文の意味とすることができるとか、漢和辞典に掲げる用例からはやや躊躇されるところであり、また武官であつても律令制では帯や笏をおびることはあるのだから、これだけをもって文武の対比とするわけにはいかないであろう。ここで中国古典を繕けば、淮南子の道応訓には「昔武王伐紂破之牧野、(中略)弛弓絶絃、去舍露宿、以示平易、解劍帶笏、以示無仇」とあり、また同じく淮南子の齊俗訓に「昔武王執戈秉鉞、以伐紂勝殷、搢笏杖笏以臨朝」とあるように、笏をおびることは確かに武器を執ることと対比されて用いられており、それらは戦乱に対しての平和もしくは儀礼の場を象徴しているとみ

ることができ。また笏は帯にさしはさむものであり、晋書輿服志には「古者貴賤皆執_レ笏、其有_レ事則搢_二之于腰帶_一、所謂搢紳之士者、搢_レ笏而垂_二紳帶_一也」とあるように、帯も笏と連動する。続日本紀の神護景雲元年(七七七)三月丙寅条には「勅、近衛將曹從六位下勲六等間人直足人等十人、感_二会風雲_一、奮_二激忠勇_一、超_レ群拔_レ衆、斬_レ寇滅_レ凶、朕以嘉_二其武節_一、賞_二此高勲_一、宜令_二美服光_レ榮、容儀標_レ異、自_レ今以後、諸勲六等已上、身有_二七位_一、而帶_二職事者_一、許_下執_二牙笏_一并用_二銀裝刀帶等_上、及_二元日等節_一、着_二当階之色_一」とあって、これは押勝の乱の功労者への賞であり、勲六等以上であれば、七位であっても職事ならば、牙笏と銀装の刀・帯の着用を許しており、それらは「容儀」(礼儀にかなった姿)を標する(あらわす)ものであるとしている。淮南子の用例と合わせれば、武器に対する笏や帯は、武の姿を象徴するものに対するところの、儀礼の姿を象徴するものと言えるのではなからうか。なお、右の神護景雲元年の勅では銀装刀も容儀を標するものとして位置づけられているが、国家珍宝帳の「御帶・牙笏・弓箭・刀劍」では、「御帶」「牙笏」には儀礼にふさわしい高貴性が表現されている(牙笏は五位以上が持つ)のに対し、「弓箭・刀劍」にはそれが表現されていない。従ってこの「弓箭・刀劍」は、やはり「御帶・牙笏」に對するところの、武を象徴する物として掲げられていると考えたい。以上から国家珍宝帳願文の「御帶・牙笏・弓箭・刀劍」は、天皇の關係品の中で、儀礼の姿と武の姿を象徴する物を対比的に掲げたものと考えられる。

次に樂器・書法であるが、これについてはまず次の事例を参考としたい。
西宮記 臨時、凶事、天皇崩事⁽³²⁾

延長八、十、十一吏部記云、云々、(中略)御輿長舁_二御棺_一、安置陵中_一、先是、陵中安_二御硯_一、書_二樂毅論_一・蘭亭集序_一、并色紙一笏、所_二召倭琴_一・笛_一、内藏助義方倭琴、允是吡調_レ箏、樂所預良名調_レ琴、皆調_二平調_一、倭琴律調之、皆安_二袋上_一、唯笛入袋闔_二壙戶_一了、

即ち延長八年(九三〇)醍醐天皇の埋葬のとき、樂毅論・蘭亭集序・羸の三卷の書と倭琴・笛等の樂器を共に埋納している。ここに蘭亭集序が見えることは唐の太宗が死に際し王羲之の蘭亭集序原本を殉葬せしめたという逸話を連想させるが、王羲之の著名な樂毅論・蘭亭集序を含む書法と樂器を醍醐天皇も死後の世界に携えたことが分かる。珍宝帳で樂器・書法を盧舎那仏に献ずるといふことと処分方法は異なるが、この二種の品が人の死に際して行方が問題となるといふ共通性を有している。

ここで想起されるのは、古代において「琴書」或いは「左琴右書」といった語が貴族の理想的な教養を示すものとして中国から日本に受け入れられ、流行していたことである。⁽³³⁾ 中国の一例を挙げれば、三国志の魏書崔琰伝に「崔琰、字季珪、清河東武城人也、(中略)自去_レ家四年、乃婦以_二琴書_一自娛、大將軍袁紹聞而辟之」とあるが、一方日本の奈良時代において神龜六年(七二九)二月九日の日付を有する小治田朝臣安万侶墓誌の副板に「左琴神龜六年二月九日」「右書神龜六年二月九日」とあって、日本古代でも「左琴」「右書」を貴族の教養を示す言葉として用いていたことを示している。さらに承和九年(八四二)、嵯峨天皇の崩御に際しての遺詔の中に「琴書」が見える。

続日本後紀、承和九年七月丁未条

太上天皇崩于嵯峨院、春秋五十七、遺詔曰、(中略)又雖無資財、少有琴書、処分具遺子戒、

挙例は一部に止めるが、右に挙げた日本の二例はいずれも人の死に関わる場面での用例であり、珍宝帳の表現を考えるうえで注目に値する。要するにここに言う楽器・書法とは、教養を象徴するものとして掲げられたもので、それはこのような聖武天皇の崩御に伴う献納という場面に適合する用法であったと考えられるのである。⁽³⁴⁾以上、「御帯」以下は儀礼・武・教養を示す品物を例示したものと考えられる。それは聖武天皇に係する品の中で、天皇の理想象を象徴するものとして掲げられたものと言えよう。⁽³⁵⁾

以上から、国家珍宝帳の巻頭願文における献納品の表現「国家珍宝、種々翫好及御帯・牙笏・弓箭・刀劍兼書法・樂器等」は、献納品の珍貴なものであること、聖武天皇の愛着品であることを示すと同時に、聖武天皇に係する品物の中で天皇その人の理想象を象徴するものを掲げるという方法で献納品を総括する表現方法であったと考えるものである。

(二) 献納品のリスト

次にBとした献納品そのもののリストについて、検討したい。ここではその配列のあり方にかがえる特徴について考える。多種多量の品目を列挙しているとき、それがどのように配列されているかということ、全体に関する一つの表現である。そこには献納者側の何らかの意識が反映されているように。

国家珍宝帳に載せる品目の配列についてかつて関説された関根真隆氏は、

重要なものから書き記しているもので、まず天皇家の由来に関わるもの、ついで藤原家の由来に関わるもの、また国別では日本、唐、朝鮮半島の順、また大きくすぐれた技法のもの順というようなことで記載され、ある程度の見識でもって書きつがれているとされている。⁽³⁶⁾これは献納品中、主として各類別内の配列においてそのような例をいくつも示されているが、品目全体にわたっての例となると、冒頭近くにある厨子が天皇家・藤原氏の由来に関わるということが当てはまる例となる程度であり、従って全体構成に関してはなお検討の余地が残されていると思う。なお各類別内の配列については、右の指摘は尊重されるべきであるが、さらに留意すべきなのは、品目の種類によつてはそれが櫃に入れられ、しかもその櫃が種類ごとに番号が付けられていて、珍宝帳はその櫃の順によつて配列していることである。品物を櫃に収め、その櫃に番号を付すことは、珍宝帳を最終的にまとめ上げるのとは一応別の作業であり、その配列の仕方については、その収納のあり方や収納作業と珍宝帳の起草との関係を検討することも必要となつてこよう。そのような問題もあり、また各類別内全てを対象とすることは本稿の手にあまることなので、ここでは類別内の配列についてはそこまでにとどめ、珍宝帳のリストの全体的配列について以下に検討したい。⁽³⁷⁾

献納品リストを簡略化した形で一覧表にすると、表2の通りとなる。冒頭から順に見ていくことにしたい。

ア 1 御袈裟

これは身にまとうものである。中には「七條褐色袖袈裟」が「金剛智三蔵袈裟」と注記されているように、聖武天皇が實際身にまとったか否か疑

問のあるものもあるが、ここには聖武天皇が着用した袷袢、あるいはそれと同類のものがまとめられているのであろう。

イ 2 赤漆文櫛木厨子とその納物⁽³⁸⁾、3 赤漆櫛木厨子とその納物

ここには天皇・皇后の御書や聖武天皇・光明皇后婚礼時の信幣物など、聖武天皇および光明皇后にとって貴重であった品、書法などの愛玩物、また御帯その他多様な物が二つの由緒ある厨子に入れられている。厨子は後世には日記の御厨子などが常に天皇の身辺に置かれたことが知られている。平安時代後期貴族社会の調度・室礼を示している類聚雜要抄⁽³⁹⁾にも母屋調度として「二階厨子」が見え、櫛篋など身辺の様々な物が入れられていた。

それらのようなあり方が献物帳以外の資料を使ってどこまで遡れるか明らかではないが、一般に厨子は日本古代において天皇をはじめ高位者の身辺調度として用いられたとされている⁽⁴⁰⁾。ここに並べられた納物が聖武天皇の生前に実際にこの二つの厨子に入っていたとは限らない。しかしここに掲げられている物は、常に身辺に置かれていたか、またそうあるべきと観念されたものなのであろう⁽⁴¹⁾。品物の内容や、それらが全てさほどの大きさがなく簡単に手に取ることができる物であることが、厨子に納められたということとあいまって、そう考える理由となるが、もう一つ注目されるのは、先に表記の不統一について述べた箇所でも触れたが、ここに尺八が四点（玉尺八、尺八、樺纏尺八、刻彫尺八）掲げられているのと同時に、後出の楽器をまとめているところにもまた別の尺八一点（彫石尺八）が存在していることである。これは品物の種類だけでそれが分類配列されているわけではなく、それが持っていた何らかの性格がその分類に影響しているこ

とを示すものであり、ここではそれが聖武天皇のごく身近にあるべきものか、そうでないかの違いによるものと考えられる。

ウ 4 楽器、5 遊戯具、6 武器

右に述べたように、ここに掲げられた楽器は厨子収納の楽器のように常に身辺に置かれたものではないと考えられる。この楽器にはかなり大型のものもあり、数量からしても、常に身辺に置かれていたものとは考えられない。その日常の管理には何らかの側近があたり、聖武天皇は必要の都度、それを召して自ら演奏するか、あるいは誰かに演奏せしめ、鑑賞する⁽⁴²⁾。そのような性格を有するものと考えられる。

次の遊戯具は碁局・双六局各一具で、判断材料に乏しいが、これらは「琴棋」という語があるように音楽と関係深いものがある。僧尼令作音楽条には「凡僧尼作音楽」、及博戯者、百日苦使、碁・琴不_レ在制限」とあって碁と琴が並記され、さらにここで義解は博戯の例に双六を挙げている。また続日本後紀承和三年（八三六）三月庚戌条に「是中旬之初也、天皇御紫宸殿賜_二侍臣酒_一、至御床之下_一、促_二侍臣座_一、令_二以_一囲碁_一、碁且彈琵琶」とある例などからも、これら碁局・双六局が楽器と並んで記されていることは自然なことと思われる。

次の武器については、御大刀百口、御弓百張・別色御弓三張、御箭百具、御甲百領と大量であり、これらを全て聖武天皇の所用とすることは難しい。しかしながらここには豪華な作りの武器があり、また「陽宝劍」「陰宝劍」や、草壁皇子の皇統と藤原氏との特別な関係を示す「黒作懸佩刀」など、特別な由緒を持つ武器がある。また御弓のなかには「大伴淡等」「佐伯清麻

表2 国家珍宝帳の品目構成

1. 御袈裟 (9 領)	漆櫃 1 合に納める (付箋)
2. 厨子 (1 口。赤漆文欄木厨子)	納物 天皇・皇后の御書 (4 卷) 聖武天皇・光明皇后の相贈信幣之物 (1 箱) 書法 (王羲之。20 卷) 小刀 (1 口) 御帯とそれに付属する御刀子・御袋 (帯 3 条分。帯はもう 1 条あるも重載) 笏 (3 枚) 尺 (6 枚) 竿子 (100 枚) 犀角杯 (2 口) 双六頭 (116 具 1 隻、未造了 2 具) 双六子 (169) 貝玦 (12 箇) 犀角奩 (1 合) 納物 念珠 (7 具) 唐刀子 (2 口。刀子はもう 2 口あるも重載) 百索縷 (1 卷) 尺八 (4 管)
3. 赤漆欄木厨子 (1 口)	納物 犀角 (1 具と 3 枚) 白石鎮子 (16 箇) 銀平脱合子 (4 合。碁子を納む)
4. 楽器	倭琴 (2 張) 琴 (2 張) 琵琶 (2 面) 五絃琵琶 (1 面) 阮咸 (1 面) 箏 (1 張) 瑟 (1 張) 簫 (1 口) 笙 (1 口) 竽 (1 口) 横笛 (1 口) 尺八 (1 口) 新羅琴 (2 張)
5. 遊戯具	碁局 (1 具) 双六局 (1 具)
6. 武器	御大刀 (100 口) 3 櫃に納める 御弓 (100 張、別色御弓 3 張) 5 櫃に納める 御箭 (100 具) 4 櫃に納める 御甲 (100 領) 11 櫃に納める
7. 全浅香 (1 村)	〈挿入〉
8. 御鏡 (20 面) 漆胡瓶 (1 口)	3 櫃に納める。漆胡瓶は第 3 櫃
9. 御屏風 (100 畳)	
10. 大枕 (1 枚) 御軾 (2 枚) 挟軾 (1 枚) 「右納漆櫃二合」 御床 (2 張)	

・同類のものについては概括して表記し、また単独の品でも名称のうちの材質にかかる部分は概ね省略して表記した。

・4「楽器」・5「遊戯具」・6「武器」の各総括名称は、いま便宜付したものである。

呂「坂上犬養」の注記を持ったものがある。大伴淡等(旅人)は征隼人持節大將軍も務めた著名な武人であり、佐伯清麻呂は天平十年(七三八)以来天平勝宝二年(七五〇)に没するまで左衛士督を務めた。また坂上犬養は菊田麻呂の父、田村麻呂の祖父で、聖武天皇崩御のときには左衛士督を務めており、聖武天皇の寵遇を受け追慕の念が厚かったという。⁴³これらの名前が注記された弓については、この三人が特定の同一の武官の組織に属し、それぞれの使用した弓がたまたまその組織に残っていてそれが盧舎那仏に献納されたとする説もあるが、私は単純にこの三人が所持していた弓を聖武天皇に献上したものであったと思う。このように様々な意味で聖武天皇と特別な関係があり、またそれ故に近辺に保管されていたものがここには少なからず記されているのであろう。

また天皇の身辺とは言えないが、近くに置かれる武器がけつして少なくはない量があったことは別の面からも十分に考えられる。後世の例になるが、元慶八年(八八四)、陽成天皇が光孝天皇に譲位したときのこととして、日本三代実録の同年二月二十一日壬子条に次の記事がある。

掛甲四百領、給左右近衛府、各二百領、此甲尋常納内裏春興殿、
 天皇入東宮之後、遷納東宮書殿、今出而給之、以兵庫甲、給左右
 右衛門・左右兵衛四府、並為二十三日即位以此着用也、

陽成天皇の譲位は二月四日のことであり、光孝天皇(時康親王)はその日に御在所の東二條宮において璽綬神鏡宝剣等をうけ、翌二月五日に東宮に入った。同二十三日に即位の式を挙げるのであるが、右の記事は、通常内裏春興殿に置かれていた掛甲(挂甲)四百領が、光孝天皇の東宮入御後、

そちらに移されたことを記している。またこの掛甲四百領は来る即位の式において左右近衛府が着用するために出給されたが、それと別に「兵庫甲」があり、こちらは左右の衛門・兵衛府が着用するために出給されている。これらのことは、兵庫とは別に常に天皇の近くに置かれていた大量の武器の存在を示している。⁴⁵国家珍宝帳の時代には内兵庫があり(大同三年に左右兵庫に併合)、左右兵庫とは別のそのような武器の集積は制度的背景を持っていた。先に特別な武器の存在を指摘したように、ここに掲げられた武器が全て画一的な保管の下にあったわけではなからうが、これらの武器は全体として天皇の周辺にあったものと考えてよいと思われる。⁴⁶そしてその中には天皇自身が使用するものもあろうが、一方天皇の命により側近等の臣下で使用させるという意味も含まれていよう。

以上、4 楽器、5 遊戯具、6 武器は、いずれも天皇周辺に存在し、それらは天皇自身が手にとって使用するか、あるいは側近等の臣下に使わせるものという性質を持つものと考ええる。

工 7 全浅香、8 御鏡、漆胡瓶、9 御屏風

これらも聖武天皇近辺の存在を想定してよいと思われる。しかしこれらが前項の楽器・遊戯具・武器と異なる点は、前項のものが手にとって使用するものであるのに対し、これらは置かれて用いられるものであるということである。全浅香は沈香の大きな材であり、そのまま用いるわけではなからうが、必要分が置かれて用いられるものであろう。鏡は重さ四十八斤八両(約三十二・五kg)・径二尺一寸七分の八角鏡を最重・最大とし、殆どが四斤以上、また径一尺前後以上であり、置かれて用いられるものと考え

られる。屏風はいうまでもない。ただ漆胡瓶のみはここに配列されていることは理解が難しいところである。そもそもこの漆胡瓶は御鏡二十口を三つの櫃に分納しているその第三櫃に入れられており、そのような収納自体違和感を覚える。あるいは便宜的な処置である可能性もあるが、そうでないとした場合、どのように考えるべきか。漆胡瓶は宝庫に現存し、普通飲料水あるいは酒を入れる容器とされるが、そのように飲食に用いる具という面のみに着目すると、此処にあることに違和感を覚えることになるのである。しかし、例えば後世の類聚雜要抄には髪を洗うときに用いる泔坏（ゆするつき）や、手洗いに用いる椀（はんぞう）が調度として記載されているように、飲食の具ではなく、置かれてその場で用いられる液体容器もある。漆胡瓶は泔坏や椀と形態が異なり、それであると主張するつもりはないが、時々の飲水の為に水を入れて置いておくという使用形態も考えられるであろう。詳細は不明だが、置かれてその場で機能を果たす調度品としての性格を見出すことが可能であろう。⁽⁴⁷⁾

オ 10大枕、御軾、挟軾、御床

御軾・挟軾はいわゆる肘つきである。また国家珍宝帳に「白練綾大枕一枚着夾纏羅帶三条」と記す大枕は、弘仁二年勅物使解に「白帛綾大軾一枚着夾纏羅帶」⁽⁴⁸⁾と記し、宝庫に今も伝わる白綾でくるまれた高さ二八・五センチ、長さ六八センチ、幅三六センチの枕型のもがこれに当てられ、これも肘つきと考えられる。御軾⁽⁴⁹⁾はそれよりもやや細長型のもので、挟軾は凭板に脚が付き、褥を着する。御床は寝台である。これらも置かれて用いられるものだが、特にその中でも座臥具と称してよからう。いずれも聖武天皇（御床は

二張あり、聖武天皇と光明皇后）の所用と考えられている。

以上、国家珍宝帳の品目について、聖武天皇との関係に着目しつつその性格を見てきた。その結果、品目の配列は、聖武天皇が身にまとうもの（ア）↓聖武天皇の身邊に置かれるもの（イ）↓身邊とは言えないが、天皇の近くにおいて臣下の管理を介在させ、天皇自身が手にとって使うか、あるいは使わせるもの（ウ）↓同じく天皇の近辺にあるが、置かれて用いられるもの（エ）↓天皇が用いる座臥具（オ）、というようになっていると一応考えることができる。このように考えると、この配列は聖武天皇の関係品を、聖武天皇を中心にして、概ね内から外へと配列し、最後は調度品のうちくつろぎの場を示す座臥具によって締め括ったものと解釈することができると思われる。ここには聖武天皇をめぐる空間を構成しようとする意識が見出されるのではなからうか。それは聖武天皇を中心とする、あるいは圍繞する空間に存在する品々を、聖武天皇を中心とした構成で描き出すものと言えるであろう。

ところで右に分類したところの楽器以下「身邊とは言えないが、天皇の近くにおいて臣下の管理を介在させ、天皇自身が手にとって使うか、あるいは使わせるもの」以下のもの（ウ・エ・オ）については、その分量や内容から、殆どのものがその管理や取扱いに臣下の関与が必要と考えられるものである。とすると、それらの内部における配列は、その物を管理しあるいは取扱う官司の配列と何らかの関係があるのではないかという発想が浮かぶ。ここで、それらの品目の初めに掲げられている楽器や遊戯具の取扱官司を探せば、男官では恐らく中務省内蔵寮⁽⁵⁰⁾、女官では楽器が後宮職員

令に「糸竹之事」の職掌がある書司、遊戯具が集解伴云に「双六・囲碁・玉等之類」と解説する「服翫」の職掌がある蔵司ということになる。一方それらの最後にある御床については、職員令で宮内省内掃部司の正の職掌に「供御牀」があり、また後宮職員令で掃司の尚掃の職掌に「牀席」があるように、男官では内掃部司、女官では掃司である。官司の配列といえは、やはり令におけるその配列が関係すると思われるが、いま挙げた官司の職員令・後宮職員令での配列順を見ると、日本思想大系『律令』の条文番号で示せば、7内蔵寮、55内掃部司(以上職員令)、6書司、5蔵司、11掃司(以上後宮職員令)である。また御床以外でも、後半に掲げられている調度品の類は概ね内掃部司と掃司の関与する割合が高いものと考えられる⁽⁵¹⁾。もともと全体として天皇御料の物を取扱う内蔵寮の関係するところかもしれないが、調度品の場合、たとえその保管が内蔵寮であつても、鋪設は内掃部司ないし掃司のつかさどることが多いであろう⁽⁵²⁾。また楽器・遊戯具の次に掲げられている武器類は、当時の官司で最も関係深い所は男官では65内兵庫、女官8兵司であろうが、内兵庫だと職員令では宮内省より後に配列されるが、女官でみれば掃司より前に来る。男官でも武器を総括的に管理する24兵部省をあてれば職員令の配列順と近くなる。このように見ると、ウ・エ・オの品目の配列については、その物の管理や取扱いに当たる官司の職員令・後宮職員令における配列と関係があるのではなからうか。以上の指摘はまだ概ねの傾向を示したものに留まるが、官司の関与が深い物品については、それを列挙する場合、官司の配列順があればそれに基づくということは十分に考えられることであろう。もしこのことが認

められるとすれば、それは物品を列挙するのに事務上行われていたのと同じく機械的に並べたようにも思える。しかし先に見た如く、全体の構成は聖武天皇を中心にし、天皇をめぐる空間を構成しようとする意識が見出されると思われるのであり、そのような中では、単に事務的・機械的な配列というより、やはり何らかの意識が働いているのではないか。あえて述べさせていただければ、私はそこに、聖武天皇の在りし日に人々が奉仕した如き姿でそれを並べるといふ意識があるのではないかと考えるのだが、如何であろうか。

以上をまとめれば次のようになる。献納品のリストは聖武天皇の関係品を、聖武天皇を中心にして、天皇の身にまとうものを筆頭に、概ね内から外へと配列し、最後は調度品のうちくつろぎの場を示す座臥具によつて締め括つたものであり、それは聖武天皇を中心とする、あるいは圍繞する空間に存在する品々を、聖武天皇を中心とした構成で描き出したものである。その中で後半に位置する側近官司の管理が介在する性格が強いものについては、品目の配列は朝廷の官司の配列が関係している可能性があり、そうとすれば、その部分は在りし日に人々が奉仕した如き姿でそれを配列するという意味も持つたのではないだろうか。そのようにして全体として聖武天皇をめぐる空間を構成し盧舎那仏に献納した、ということになる。献納品は多様な品々から成っており、一つひとつには色々な性格が付随していよう。従つてそれらの構成・配列については様々な角度から検討する必要があり、⁽⁵⁴⁾右に示したものは中間的な試論に過ぎないが、呈示しておき

たい。

(三) 卷末願文の表現について

本節の初めに述べたとおり、珍宝帳にはもう一箇所、献納品について表現したところがある。即ち、C卷末願文における「先帝翫弄之珍、内司供擬之物」という記載である。「内司」は制度的用語ではないようであり、ここでは単に側近に仕える官司と解しておく。この表現についても「先帝翫弄之珍」と「内司供擬之物」が現実として全く別種の物に分けられるのではないと思われるが、たとえ性格が重なる物があつても、献納品をこのように「先帝翫弄之珍」と「内司供擬之物」の二種で表し、この順に記述するというあり方は、右述の献納品リストの構成の仕方に通じるものがあると思われる。それに対し冒頭願文の「国家珍宝、種々翫好及御帶・牙笏・弓箭・刀劍兼書法・樂器等」は、既述のように献納品の珍貴性・聖武天皇の愛着品・聖武天皇の理想像を象徴する物を掲げるといふ表現の仕方と考えられ、献納品リストや卷末願文とはやや発想の異なる表現であると言えよう。その差異の意味するところもさらに考えるべきことではあるが、本稿ではここまでの指摘にとどめておきたい。

おわりに

本稿は献物帳全体をどう捉えるかという点と、国家珍宝帳の原本や記載内容について、筆者が気付き、あるいは検討した結果を羅列的に述べたも

のに過ぎず、全体として一つの結論があるわけではない。荒削りな推測にわたった点、試論的な点も目立つと思う。また国家珍宝帳における献納品の配列に着目したが、これについては本来他の献物帳も視野に入れながら検討すべきであるけれどもその余裕が持てなかった。献納の意義については本稿ではあくまでも表現という一つの検討材料を提供したに過ぎず、それとてもなお不完全なものである。品物の選定自体、たとえばここには経典や不動産がない⁽³⁵⁾ということから始めて、当時の資財帳その他に見られる様々な寄進例の内容と異なる点につき検討を深めれば、この献納の特徴というものがより析出されてくるであろう。今回果たせなかった様々な角度からの検討を行い総合的に献物帳および献納について考察することは今後の課題としたい。最後に課題ばかり記して恐縮だが、献物帳に関する研究に本稿が少しでも加えるところがあれば幸甚である。

注

- (1) 大正十三年(一九二四)奈良帝室博物館正倉院掛印刷。原本は明治四十四年(一九〇八)帝室宝器主管から帝室博物館へ引き継がれたもの。
- (2) これら献物帳の翻刻は『大日本古文書』第四卷(大小王真跡帳については第二五卷)、および『寧楽遺文』にある。なお東大寺献物帳に関しては正倉院事務所編『正倉院宝物』北倉Ⅲ(毎日新聞社、一九九五年)に全編にわたる原寸大カラー写真が掲載され、同時に詳細な書誌データを付した解説が記述されている。また関根真隆「献物帳の諸問題」(同『天平美術への招待 正倉院宝物考』吉川弘文館、一九八九年、初発表一九七九

- 年)は各献物帳について基礎的な事柄を丹念に取り扱っており、本稿もそれに負うところが大きい。
- (3) 屏風花氈等帳以外の各献物帳には、品目記載の後に祈願の意を込めた献納の趣旨を記載する文章があるが、本稿では説明の便宜上、これを願文と呼ぶことにする。大方の論者もそのように用いられている。但し献物帳そのものにおいては「願文」という語は国家珍宝帳冒頭にある「奉_レ為_レ太上天皇捨_レ国家珍宝等_二入_三東大寺願文」とあるもののみである。
- (4) 『平安遺文』一―6。一部は『大日本古文書』二二一―623に「弘福寺領田畠流記」として掲載。本文書については、松田和晃「円満寺旧蔵弘福寺文書をめぐって」(『中央史学』五、一九八二年)、石上英一「古代荘園史料の基礎的研究 上」第一編第一章・第二章第二節(塙書房、一九九七年、原論文は一九八七年・一九九二年発表)、山下信一郎「延暦十三年弘福寺文書目録の復原的考察」(『史学論叢』十二、一九九三年)参照。
- (5) 柳雄太郎「献物帳についての基礎的考察―東大寺以下十八か寺への献納経過―」(『ミュージアム』三三九、一九七九年)。
- (6) なおこの間の天平宝字元年閏八月二十四日にも金薄綵絵木鞘大刀子一口と人勝二枚が東大寺に献納されたことが斉衡三年(八五六)雑財物実録によって知られる。しかしこれに関する献納文書は現存しない。延暦六年(七八七)曝涼使解以降の曝涼帳に載せている東大寺の献物帳は現存の五巻のみであることから、献物帳に相当するような文書は作成されなかったのかもしれない。
- (7) 法隆寺献物帳に記す「金光明」寺への献納を屏風花氈等帳の献納とする見方は、『書道全集』第九卷(平凡社、一九五四年)の東大寺献物帳解説(堀江知彦執筆)、後藤四郎「正倉院雑考」(井上薫教授退官記念会編『日本古代の国家と宗教』上、吉川弘文館、一九八〇年)、同「東大寺献物帳について」(『日本歴史』四三五、一九八四年)。国家珍宝帳・種々葉帳の献納とする見方は、柳雄太郎「献物帳についての基礎的考察―東大寺以下十八か寺への献納経過―」(前掲)、同「献物帳と紫微中台」(『書陵部紀要』三二、一九八一年)。またそれに近いが木内武男「法隆寺献納宝物 法隆寺献物帳」(『ミュージアム』二五七、一九七二年)および関根真隆「献物帳の諸問題」(前掲)は国家珍宝帳だけを挙げる。
- (8) 東京国立博物館『法隆寺献納宝物特別調査概報 書跡2』(二〇〇一年)。
- (9) 関根真隆「献物帳の諸問題」(前掲)。
- (10) 前掲『法隆寺献納宝物特別調査概報 書跡2』によると、「寺献物帳」の字の上に一部朱が見えるので、印が捺されていた可能性があると、さらに「寺」字の上方の部分(表紙の他の部分から持ってきて補修したものとかがする)に印影が認められ、「天皇御璽」印の「皇」「御」の一部が確認できるとする。
- (11) 後藤四郎「東大寺献物帳について」(前掲)も屏風花氈等帳について、願文がないのは国家珍宝帳や種々葉帳で懇切な願文が付せられているので省略されたものと解する。一方で珍宝帳・種々葉帳とは同じ献納計画の中に含まれないとするが、むしろ同じ献納事業とする方が論理一貫するであろう。
- (12) 関根真隆「献物帳の諸問題」(前掲)、正倉院事務所編『正倉院宝物』北倉Ⅲ(前掲)。
- (13) 杉本一樹「献物帳の書―奈良時代の書に関する一考察―」(同『日本古代文書の研究』吉川弘文館、二〇〇一年、初発表一九九九年)。
- (14) 孝謙天皇と光明皇太后に分ける説としては、後藤四郎「正倉院雑考」(東大寺献物帳について)(前掲。但し大小王真跡帳も光明皇太后の献納にかかるとする)、柳雄太郎「献物帳と紫微中台」(前掲)、吉川敏子「紫微中

台の「居中奉勅」についての考察」(『ヒストリア』一六八、二〇〇〇年)、東野治之「東大寺献物帳と紫微中台」(『仏教芸術』二五九、二〇〇二年)、全て光明皇太后によるとする説は、近藤毅大「紫微中台と光明皇太后の「勅」(『ヒストリア』一五五、一九九七年)、米田雄介「東大寺献物帳作成の意義」(大阪大学文学部史学研究室編『古代中世の社会と国家』清文堂出版、一九九八年)。

(15) 後藤四郎「正倉院雑考」「東大寺献物帳について」(前掲)、米田雄介「東大寺献物帳作成の意義」(前掲)。

(16) 黒川真頼「東大寺献物帳考証」(『黒川真頼著作集』第五、一九一一年)は国家珍宝帳について孝謙天皇の施入とし、滝川政次郎「紫微中台考」(同『法制史論叢第四冊 律令諸制及び令外官の研究』一九六七年、初

発表一九五九年)や木内武男「法隆寺献納宝物 法隆寺献物帳」(前掲)は国家珍宝帳を孝謙天皇の勅とみなしている。

(17) 東野治之「東大寺献物帳と紫微中台」(前掲)。

(18) 但しこの願文には「仰以奉_レ献盧舎那仏」とあって、光明皇太后が誰かに仰せてこれを盧舎那仏に奉献せしめるという体裁になっている。その「誰か」については、関係の所司と解するのが普通であろうが、これを淳仁天皇と解する可能性はないであろうか。

(19) この考え方については柳雄太郎氏が詳細に論じているところである(同氏前掲「献物帳と紫微中台」)。

(20) 栗原治夫「正倉院蔵礼服礼冠目録と国家珍宝帳」(『書陵部紀要』二二、一九七〇年)。栗原氏は切断箇所には礼服礼冠の項が書かれていたとし、切断の時期を珍宝帳作成以後大仏奉献の前後とみる。

(21) このように考えておきたいが、継目下に印や界線の痕跡が見えないといっても、その確認箇所は多くなく、切断があった可能性は完全には排除

できないであろう。その場合でも現第一紙は当初からのものでないことは動かないわけだが、仮に第二紙に切断された部分があったとした場合、現第一紙が後補である以上、その前身となる紙がそもそもあったかどうかということも問題となるので、それについて、確認しておきたい。本帳の各料紙の長さ(継目糊代部分を含む)と印影の幅は次の通りである。

第一紙長 七七・五センチ

第二紙長 八〇・七センチ

第三紙以降 八七センチ台(第七紙のみ八五・七センチ。最少八七

センチ、最大八七・九五センチ。白紙の最終第十八紙を除く)

内印幅 八・七〜八・八センチ

現第三紙以降の紙長を基に計算すると、その内の最も長い紙と現第二紙の元の紙長が同じであったとした場合、その切断長は、

87.95 - 80.7 = 7.25cm

となる。つまり最も長く見積もった場合でも約七・三センチとなるが、これだけではこの部分に印の一行は乗り切らない。つまり、現第二紙の右端に露出僅存する切断印痕跡は〇・二センチあり、さらにその右に現在糊代となっている部分が〇・二センチあるが、内印の幅は八・七〜八・八センチあり、印の一行の残り八・四センチ程が切断されていることとなり、原第二紙の切断長七・三センチでは、その印の載る紙幅としては足りない。従って、切断を想定しても、切断部分を含めた第二紙はもと第一紙即ち文書の冒頭であったわけではなく、もとは印が跨って捺されている別の紙が第二紙の前に存在していたとみなければならぬ。

(22) 関根真隆「献物帳の諸問題」(前掲)、同「正倉院刀剣史料考」(『天平美術への招待 正倉院宝物考』吉川弘文館、一九八九年、初発表一九七七年)。

- (23) 松嶋順正『正倉院宝物銘文集成』(吉川弘文館、一九七八年)は、この題箋について奉獻に際し鏡に附せられたものであろうとする。
- (24) 栗原治夫「総論」(奈良国立博物館『奈良朝写経』、一九八三年)。
- (25) 近年、献物帳においてその書風の意識的選択ということが注目されている(杉本一樹前掲「献物帳の書―奈良時代の書に関する一考察―」、川上貴子「国家珍宝帳の書」『正倉院紀要』二七、二〇〇五年)。このことも視野に入れると、尚更丁寧な作業が要求されたと言えるのではなからうか。
- (26) 関根真隆「献物帳の諸問題」(前掲)。
- (27) 湯山賢一「『国家珍宝帳』の書風をめぐって」(奈良国立博物館『第五十八回正倉院展目録』、二〇〇六年)。
- (28) 献納の意義については、関根真隆「献物帳の諸問題」(前掲)が既往の説を要領よく紹介し、また関根氏自身の見解を示している。また米田雄介「東大寺献物帳作成の意義」(前掲)もこれを論ずる。
- (29) 巻頭願文の「国家珍宝、種々翫好及御帶・牙笏・弓箭・刀劍兼書法・樂器等」について、後藤四郎氏は巻末願文の「先帝翫弄之珍、内司供擬之物」と比較し、巻末願文には「国家珍宝」の語が見えず、「先帝翫弄之珍」は「種々翫好」に対応し、「内司供擬之物」は「御帶」以下に対応するとして、巻頭願文の表記を「国家の珍宝たる種々翫好・・」と読む(「国家珍宝帳に関する若干の考察」『日本歴史』三九八、一九八一年)。
- しかし願文の標題に「国家珍宝等」とあり、これは「国家珍宝、種々翫好及御帶・・」の省略型とみられ、そこに「等」が付いているから、「国家珍宝」がそれ以下を包摂する概念であるとはみなしにくいのではないか。また「御帶」以下を「内司供擬之物」と対応させるが、そこには「書法」も掲げられていて、これはやはり「内司供擬之物」よりも「先帝翫弄之珍」の方がふさわしいと思われるから、そのような対応の図式を描くことは難しい。
- (30) 川副武胤氏は献納品の美術工芸的価値に着目して論じる立場から、「珍宝」「翫好」「翫弄之珍」の概念は、東大寺献物帳に関する限り今日の「美術工芸」の概念と殆ど正確に一致するとするが(盧舎那仏奉獻考)『日本古代王朝の思想と文化』吉川弘文館、一九八〇年、初発表一九六七年)、それは「及」以下に掲げられている品を非純粹美術・工芸品類の全てとすることに基づいて如何なものであろうか。また後藤四郎氏は「国家珍宝」について、当時の「国家」の概念は一樣ではないが、願文の「国家」とは天皇を中心とする皇室と、これを取り巻く官人によって組織された、内司を含む朝廷を意味する語かとする。また当時の用例で「珍宝」という語は、海外の品、あるいは海外から将来された品を意味して用いられた場合が多く、願文の「珍宝」も献納品の中の多くの見事な舶載品を念頭において用いられた言葉かとする(同氏前掲「国家珍宝帳に関する若干の考察」)。しかし「珍宝」についての解釈には類推も多く、しかも右のような「国家」の語がそれに冠せられることと整合するの疑問なしとしない。
- (31) 通常「武」と対比される「文」の字には礼儀の意味も含まれるが、「文」の字はその他に多様な意味を含んでいるので、ここでは「文」の語を用いず、また着装の場との連関を意識して、「儀礼」という語で表しておく。
- (32) 故実叢書本卷十二を基にし、尊経閣文庫所蔵前田家卷子本卷十二臨時己(甲本及び丙本)〈裏書〉、同大永本第八冊をもって校訂した。
- (33) 森本六爾「小治田朝臣安万侶の墳墓」(同『日本の古墳墓』木耳社、一九八七年、初発表一九二五年)、小野勝年「奈良朝の墓誌について」(『大和文華』三五、一九六一年)、奈良国立文化財研究所『日本の墓誌』(一九七七年)の小治田安万侶墓誌解説(東野治之氏執筆)。

(34) すでに小野勝年氏は、献物帳における書法と楽器の品々を挙げて、いわゆる左琴右書、すなわち琴棋書画の思想に通じていると指摘している（同「東大寺献物帳について」『末永先生古稀記念古代学論叢』一九六七年）。

(35) さらに言うならば、儀礼と武を象徴する「御帯・牙笏・弓箭・刀剣」には政治的・公的性格が表れているのに対し、教養を示す「楽器・書法」には文化的・私的性格が感じられ、そこに両者の間に「兼」の文字が存在する意味があるのではなからうか。

(36) 関根真隆「正倉院遺宝伝来の記」（同「正倉院への道 天平美術への招待」吉川弘文館、一九九一年、初発表一九八二年）。

(37) なお関根氏はのちに、「『国家珍宝帳』と光明皇后―「除物」と法華滅罪の寺」（『日本美術全集』3 正倉院と上代絵画）講談社、一九九二年）において、国家珍宝帳の全体構成がどのような考えのもとになるのかはわからないが、初めの方に重要な品目が書かれているのは明らかで、各類別でもそのような傾向にあると記述している。また各類別内の配列・構成については別に、会田容弘「『東大寺献物帳（国家珍宝帳）』の初步的考察―国家珍宝帳の大刀・弓・箭具・甲について」（『山形大学史学論集』一四号、一九九四年）がある。また種々葉帳については杉本一樹「献物帳の書―奈良時代の書に関する一考察―」（前掲）がその配列や薬物管理の現場と書き手の関係に論究している。

(38) 2の赤漆文欄木厨子の納物は、珍宝帳の記載からはどこまでか分かりにくい。延暦十二年（七九三）・弘仁二年（八一二）の曝涼帳における収納のあり方から、表に掲げた通りであると考えられる。従来もそのように考えられている。

(39) 類聚雜要抄は群書類從雜部に収められているが、川本重雄・小泉和子編

『類聚雜要抄指図卷』（中央公論美術出版、一九九八年）が、近世に制作された類聚雜要抄指図卷とともに類聚雜要抄そのものを校訂翻刻し、豊富な解説と研究を付載している。

(40) 小泉和子『日本史小百科 家具』（近藤出版社、一九八〇年）、同「調度について」（前掲『類聚雜要抄指図卷』）。

(41) 石田茂作『正倉院と東大寺』（新東京出版、一九六二年）は二つの厨子の納物を「御手廻り品」とする。

(42) 石田茂作『正倉院と東大寺』（前掲）は献物帳の楽器について、聖武天皇は時々これらの楽器を総動員してオーケストラを奏しましたのではないかとする。一方内藤榮「北倉の楽器」（『鹿園雜集』八、二〇〇六年）は、これらの楽器のうち大唐楽の楽器は天平七年（七三五）五月に帰国遣唐使とともに御前演奏を行った唐の楽人から献上されたものとみる。

(43) 続日本紀天平勝宝八歳五月乙亥、天平宝字八年（七六四）十二月乙亥条。後藤四郎「国家珍宝帳に関する若干の考察」（前掲）。後藤氏はその武官組織を授刀舎人寮とする。

(45) 三代実録のこの記事については中村光一「内裏春興殿収蔵の掛甲について―『日本三代実録』元慶八年二月二十一日条を中心として―」（史聚會編『奈良平安時代の諸相』高科書店、一九九七年）がある。

(46) 正月七日の御弓奏では兵部省が造兵司（後には兵庫寮）の調えた弓・矢・鞘等を献じ、これを内蔵寮に収めた（内裏式上、儀式卷七、延喜内蔵寮式・兵部省式・兵庫寮式）。また儀仗の例であるが、延喜大舎人寮式では元日の大舎人の威儀分列に用いる威儀武器は内蔵寮より出すことになつてきた。このように内蔵寮の管理する武器もあつた。

(47) 献納品を分類しようとする論考では通例漆胡瓶を調度類に入れていたようであるが、それは食器を一般に調度類に含める広い意味合いで捉えて

いるものようである。

- (48) 大日本古文書二五―附83。前後の曝涼帳(延暦六年、十二年、斉衡三年)には「白練綾大枕」とする。

- (49) 御軾およびその他の肘つきの使用法については、西川明彦「御軾の使い方」(米田雄介・檜山和民編著『正倉院字ノート』朝日新聞社、一九九九年)参照。

- (50) 律令制の男性官司で楽器を扱うのは治部省雅楽寮であるが、天皇近辺の楽器であれば、内蔵寮がやはり考えられる。先に示した醍醐天皇に副葬された楽器では楽所の預とともに内蔵寮の助・允が楽器を調弦している。

- (51) 男官の43宮内省主殿寮、女官の10殿司の関わるものもある。

- (52) 延喜式によれば、元日の大極殿高御座の装束に鏡二十五面を用いる。それにつき内匠寮式では「元日高御座飾物取内蔵寮、当時時出用」としており、内蔵寮に収蔵する鏡が用いられたことが分かる。一方内蔵寮式ではその装束は内蔵寮が内匠寮・主殿寮・掃部寮と共に行うとされている。

- (53) 先に述べたとおり、武器のように画一的な管理の下にあったとは思われないものもあり、同類の品であつても個々には実際に管理され取り扱われていた官司は一つに限らないであろう。ここで配列順が関係ある官司というのは、この献納品をとりまとめた担当官司または人物において、それぞれの品が種類として一般的に関係するとして認識される官司を考えている。但し官司の配列との対応を厳密に考定していくことは非常に難しい。各々の品目についてその関係官司を特定するのが難しいものもあり、また職員令または後宮職員令の配列と完全に一致するものであつたとは限らないからである。ここでは概ねの傾向としての指摘に止めざるを得ない。

- (54) この献納のそもそもの性格からして当然なのであるが、献納品に付随す

る性格の一つに仏教との関わりが考えられる。楽器(音楽)・香は仏の供養に用いられ、鏡も仏堂内の荘嚴に用いられた。また正倉院には「東大寺屏風袋 天平勝宝五年三月廿九日」という銘を有し、その日の仁王会に用いられたことが分かる屏風の袋があるように、屏風にしても仏会に用いられるものであつた。武器も大安寺資財帳には「仏物」として武器類が掲げられ、また護法神としての四天王や十二神将が武将の形をとる。なお漆胡瓶についても、供養具としての水瓶があり、これはまた観音菩薩等の持するものでもあり、そのような仏教の場との関係を考える必要があるのではないかと思う。また御袈裟も、身にまとうものとしては他にも多くあり、実際に御帯が献納されているのであるが、筆頭に掲げる身にまとう物として御袈裟が選ばれていることには、やはり聖武天皇の仏教信仰やこの献納の持つ仏教的性格を強く考えてみる必要がある。このような仏教との関係から献納品の分析を行うことも必要であると考えるが、いまは問題意識の表明に止めておく。また配列については、何か手本になるようなものが先例や唐の事例などにあつたのかもしれないが、それについても今後の課題と致したい。

- (55) このことは川副武胤「盧舍那仏奉献考」(前掲)が指摘している。

付記

本稿は二〇〇六年一月一日に奈良国立博物館の正倉院展講座で「宝物の献納について」と題し講演した内容の一部を略し、かつ大幅な補訂を加えて成稿したものである。献物帳の調査等に当たっては杉本一樹氏・飯田剛彦氏を始め、正倉院事務所の諸氏から御協力・御教示を賜った。また文献の入手に関して書陵部の石田実洋氏にお世話になった。ここに記して御礼を申し上げる。